

平成27年5月28日判決言渡

平成27年（ネ）第10053号 追加判決請求事件

判 決

原 告 株式会社イー・ピー・ルーム

被 告 国

代 表 者 法 務 大 臣

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び原因

別紙「訴状」写し（以下「本件訴状」という。）のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 本件は，原告が，当庁平成20年（ネ）第10067号事件（以下「前訴」という。）について当庁が平成20年11月26日にした判決（本件訴状の別紙1。以下「本件判決」という。）には裁判の脱漏があると主張して，本件訴状の「請求の趣旨」第1項記載の追加判決を求めるものである。

2 そこで，検討するに，裁判の脱漏とは，裁判所が請求の一部について裁判をしなかったことをいい，裁判所が裁判を脱漏したときは，その残された一部分は，なおその裁判所に係属していることになるから（民事訴訟法258条1項），裁判の

脱漏を主張する者は、当該裁判が当該裁判所に係属していることを前提として、当該裁判所に追加判決の申立てをすればよく、「訴状」を提出して、新たに民事訴訟の形式により追加判決を求めることは許されない。

しかも、原告は、前訴の被控訴人（第1審被告）であった住石マテリアルズ株式会社（旧商号 住友石炭鉱業株式会社）を相手方として前訴の追加判決の申立てをするのではなく、本件訴状記載のとおり、「国を被告として本訴請求の趣旨のとおり  
の裁判」を求めるといっているのであるから、全く新たな民事訴訟を提起して「追加判決」を求めるものであることが明らかである。

このような形式の訴訟は、民事訴訟上認められた適法な手続でなく、およそ不適法な訴えであって、その不備を補正することができないから、民事訴訟法140条に基づき、口頭弁論を経ないで本件訴えを却下することとする。

よって、主文のとおり判決する。

## 知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

清 水 節

裁判官

中 村 恭

裁判官

中 武 由 紀

(別紙)

省 略